

要望書について（回答）

- 提出者：小鴨地区自治公民館協議会
- 受付日：令和7年5月28日
- 回答日：令和7年7月10日

1. 小鴨地区自治公民館協議会

①鴨川と鮒川の継続的な整備について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「繁茂状況、土砂堆積状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。」との回答でした。今年度も引き続き県に要望します。

2. 富海

①富海川の閼かい及び浚渫について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、次のとおりの回答でした。

伐開：繁茂状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。

浚渫：土砂堆積状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。

今年度も引き続き県に要望します。

②富海川の管理道路の簡易舗装について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「必要性、緊急性を精査して今後の対応を検討します。」との回答でした。今年度も引き続き県に要望します。

3. 長坂町

①獣害対策について

【回答：農林課 Tel 22-8157】

長坂町自治公民館長と農林課職員とで現地の被害状況等を確認し、イノシシ等の有害鳥獣を捕獲するための罠を設置する対策を講じます。

また、電気柵等の侵入防止柵の設置を検討されるときには、補助制度が活用できますので、農林課にお問い合わせください。

4. 大宮

①市道について

- ・老朽化した側溝の更新（蓋掛け）

【回答：建設課 Tel 22-8169】

側溝等の整備については緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応しております。当路線も整備予定箇所に組み入れますが、他地区の優先度等を考慮し実施時期を検討します。

- ・集落全体の除雪

【回答：建設課 Tel 22-8169】

地域の幹線的な路線を除雪路線としており、新たに対象路線を追加することは困難な状況です。各地区コミュニティセンターへ配備しております小型除雪機など、機械を使用して除雪する作業等に対して利用していただける「地域除雪作業報奨金制度」を活用していただき、地元での除雪をお願いします。

②堤防管理について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「繁茂状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。」との回答でした。

今年度も引き続き県に要望します。

5. 岩倉

①岩倉川の継続的な整備について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、次のとおりの回答でした。

伐開：繁茂状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。

浚渫：土砂堆積状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。

今年度も引き続き県に要望します。

②岩倉・菅原間の県道通行維持について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

県道大柿上古川線の維持管理について、昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「路肩の除草、暗渠の詰まり、除雪等の作業については、継続して実施します。台風や大雨後にはパトロールを実施しています。」との回答でした。引き続き維持管理作業の継続について県に要望します。

また、令和5年8月災害の復旧状況について中部県土整備局に伺ったところ、「全区間、通行可能としていますが、仮復旧の箇所もあり、今後も予算の状況に応じて実施する予定です。」とのことでした。

6. 中河原

①空き家問題について

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

本市でも令和4年3月から民間企業と協定を結び、空き家の所有者や相続人のお悩みを解決までサポートするように「空き家総合相談窓口（アキソル）」を開設しサポート体制を整えており、継続して市報やホームページによる情報発信や5月30日開催の自治公民館連合会でも空き家総合相談窓口のチラシを配布し、周知を図っているところです。

要望書の（1-1）（1-2）（1-3）の空き家については、これまでも行政指導や交渉等を行った経過はあるものの未だ進展がないため、引続き、所有者等に対して行政指導や交渉等に取り組みますのでご理解とご協力をお願い致します。

②小鴨小学校東側の市道と用水路の安全性確保について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望の区間については、転落防止柵整備予定箇所に組み入れ、他地区の優先度等を考慮し実施時期を検討します。

なお、工事実施にあたっては水路の上に張り出し基礎を設置するかどうかを含め、どのように設置するか協議させていただきます。

③国道313号線の歩道の改修について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

歩道改修について、昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「継続して実施中であり、今後も予算の状況に応じて実施する予定です。」との回答でした。引き続き県に要望します。

7. 打吹団地

①鮎川の土砂の浚渫及び水草の除草・伐採等について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「土砂堆積状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。」との回答でした。

今年度も引き続き県に要望します。

8. 丸山町

①市道丸山町中河原線の町内交差点の「止まれ」及び同路線の「町内徐行」の路面標示の設置について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年の要望を受け、警察に「一時停止規制」の要望を行いました。一時停止規制は行わない旨の回答がありました。このことにより、貴公民館と協議させていただき、道路管理者である市で、停止線及び徐行の路面標示を行ったところです。

なお、道路交通法の改正により令和8年9月1日から生活道路（センターラインや中央分離帯のない、道幅が5.5m未満の道路）における法定速度が30km/hとなり、ご要望箇所の道路についてもこれに該当すると思われます。

9. 福守町

①市道西倉吉町鴨川町2号線の歩道設置について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望箇所については、令和5年度に一部区間の整備を実施しました。残区間も整備予定箇所に組み入れ、他地区の優先度等を考慮し実施時期を検討します。

②鴨川堤防及び法面の除草及びフェンスの設置について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、次のとおりの回答でした。今年度も引き続き県に要望します。

除草：令和5年度も堤防除草を実施しました。引き続き、繁茂状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。

フェンス設置：フェンス設置については、河川管理に支障がないため設置の予定はありません。

なお、福守橋から上流は小学生の通学路となっているため、市でフェンス（転落防止柵）の設置を行いました。福守橋から下流については、市としてフェンス（転落防止柵）を設置することは困難です。

③地区の内水被害等の対策について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

豪雨時には、倉吉市所有の排水ポンプ車を早めに出動させるとともに、今年度も引き続き、国土交通省に対して豪雨時の排水ポンプ車の速やかな配備と国府川の河床掘削の実施について要望します。

【回答：上下水道局工務課 Tel 27-0638】

令和5年度に下水道事業計画の変更を行い、浸水対策として「雨水排水ポンプ施設・雨水貯留池・水路整備」を計画いたしました。国の補助事業を活用しながら、現地測量や土質調査を行い、現在は基本設計業務を進めております。来年度以降も事業が進捗するよう、予算獲得などに努めます。

④市道西倉吉町鴨川町2号線の外側線の再記入について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

外側線等の区画線の引き直しについては緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応しております。当路線も整備予定箇所に組み入れ、他地区の優先度等を考慮し実施時期を検討します。

10. 鴨川町南

①かもがわ堤防舗装の件について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「必要性、緊急性を精査して今後の対応を検討します。」との回答でした。

今年度も引き続き県に要望します。

②かもがわ下流の草刈りの件について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「繁茂状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。」との回答でした。

今年度も引き続き県に要望します。

11. 鴨川町

①各家庭の火災報知機について

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

市営住宅の火災報知器については、設置後 10 年を経過したものから順次更新を行っております。鴨川町住宅についても今年度中の取り替えを予定しております。

②住宅の入居状況（空室）について

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

住宅の空室については、退居後の清掃・修繕等、入居準備が整い次第、順次入居募集を行っております。

鴨川町住宅については、随時募集をしている部屋が 9 戸あり、その他の空室についても年度内に募集を行う予定です。募集の際には棟による偏りがないよう配慮します。

③住宅駐車場付近のカーブミラーの増設設置について

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

住宅敷地内の通行・住宅敷地から市道への車両の出入りの安全対策については、令和 6 年度に住宅敷地内に一時停止線、カーブミラーを設置しました。

カーブミラーの増設については、緊急性等を整理し予算状況を見ながら検討します。

④住宅横の一般道（土手沿い）の制限速度について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

道路交通法の改正により令和 8 年 9 月 1 日から生活道路（センターラインや中央分離帯のない、道幅が 5.5m 未満の道路）における法定速度が 30km/h となります。要望箇所の道路についてもこれに該当すると思われます。

警察に問い合わせたところ、この 30km/h の速度規制に該当する道路で新たに速度規制を指定しないとのことでしたので、道路管理者である市において、「徐行」などの標示を検討します。

⑤住宅横の一般道（土手沿い）の土手へ昇降するための階段への手すりの設置について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望箇所の手すり設置については、管理者である国土交通省倉吉河川国道事務所に要望します。

12. 北野

①一時停止標識、信号機の設置について

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

交通規制（「止まれ」文字表示、一時停止標識、押しボタン式信号機）については、鳥取県公安委員会が決定し、実施することになるため、鳥取県公安委員会の窓口となる倉吉警察署へ実施を要望します。実施の可否につきましては、鳥取県公安委員会からの回答後に、北野自治公民館長宛に通知します。

②市道西倉吉北野線の拡幅整備について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

市道西倉吉町北野線の拡幅整備については、工事の再開に向け今年度に修正設計を実施します。

また、令和 8 年度からの工事実施に向け予算要求を行います。

③市道生田北野線(坂道区間)の拡幅整備について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

側溝や水路の蓋掛け整備については緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応しております。当路線も整備予定箇所に組み入れ、他地区の優先度等を考慮し実施時期を検討します。

④市道北野 6 号線の改修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該区間の改修については、市の全体の道路事業や当路線の状況を考慮すると、早期の事業実施は困難です。